療育給付等に関する規則の一部改正の概要

1　改正の趣旨

○令和６年 12 月２日付け、こども家庭庁成育局長より、「未熟児養育事業の実施について」（令和５年６月 16 日こ成母第 78 号）及び「結核にかかっている児童に対する療育の給付について」（令和５年６月 16 日こ成母第 79 条）の一部改正にかかる通知がなされた。

　また、同日により適用される要綱の改正部分にあわせ、「療育給付等に関する規則」（昭和 35 年神奈川県規則第 85 号）（以下「規則」という。）を改正することとした。

○また、令和８年３月 24 日付けで、こども家庭庁成育局長より「未熟児養育事業の実施について」に係る一部改正について通知があったため、この内容についても規則に反映させたうえで改正を行う。

2　改正内容

○徴収基準額表（別表（第８条の２関係））を未熟児養育費等国庫負担金交付要綱に基づき修正

○療育給付申請書（第１号様式）の項目欄の修正

○上記別表の変更に伴い、世帯調書（第３号様式）の文言を修正

○療育医療給付台帳（第６号様式）の項目欄の修正

3　施行期日

公布の日から施行する。